

海外経済要録

米州諸国

◆米国、コマーシャル・ペーパーに対する預金準備率適用と一部定期預金に対する準備率の引下げ

1. 連邦準備制度理事会は、8月17日、①一行持株会社等関連会社を通ずるコマーシャル・ペーパー等の債務証書発行により加盟銀行が得た資金を準備算定上の預金とみなし、これに対して所要準備率(注)を課すとともに、②定期預金の5百万ドルをこえる部分に対する準備率を現行の6%から5%に引き下げる旨発表した。両措置は10月1日に始まる週から実施される(コマーシャル・ペーパーに対する準備率適用については44年12月号、45年2月号「要録」参照)。

(注) 準備率は通常の預金と同様

- (1) 期間30日未満のものについては要求払預金とみなし、①準備市銀行については他の要求払預金と合わせて5百万ドルまで17%、5百万ドルをこえる部分17.5%、②地方銀行については同じく5百万ドルまで12.5%、5百万ドルをこえる部分13%。
- (2) 期間30日以上のものについては定期預金とみなし、他の定期預金と合わせて5百万ドルまで3%、5百万ドルをこえる部分5%。

2. 同理事会は、発表文の中で、

- (1) 銀行関連会社発行のコマーシャル・ペーパー残高が過去1年間に55億ドルもの急増をみて現在約75億ドルに達していることを明らかにし、これに準備率を課すことにより、CDとの支払準備制度上の公平を期したことであること、
- (2) コマーシャル・ペーパーに対する支払準備率の適用による所要準備の増加は約3.5億ドルであるが、一部定期預金に対する準備率引下げによる準備解除額は約7億ドル(うちコマーシャル・ペーパー発行銀行については約3億ドル、コマーシャル・ペーパーを発行していない中小銀行については約4億ドル)で、差し引き銀行組織全体としては約3.5億ドルの資金が解除されること、
- (3) 資金的余裕を生じた銀行は、これを住宅金融および地方政府向け融資に振り向けることを期待していること、
- (4) 実施の時期を秋口としたのは、季節的に預金およびこれに伴う所要準備の増加が見込まれる点を考慮したこと、

などの諸点を明らかにしている。

なお本措置は、「金利規制延長法」の信用統制条項

(69年12月23日発効)により同理事会に付与された権限に基づき実施されたものである。

◆米国、大統領経済諮問委員会、初の「インフレ警報(Inflation Alert)」を発表

米国大統領経済諮問委員会(C E A)は8月7日、「生産性に関する委員会(National Commission on Productivity)」の初会合の席上、標題の報告を行なった(生産性に関する委員会の設置等に関しては7月号「国別動向」参照)。

今回の報告は、1950年代後半以降のインフレに関する歴史的事実の分析を主体としており、その結論として、「物価は実体経済の動きに応じて変動するが、経済が落ち着くまでのインフレの期間が長ければ、その抑制にも時間がかかる」という点が強調されている。

同報告はまた、最近の賃金・物価の動向に関し、物価水準を押し上げている業種として、金属、エネルギー、トラック輸送、建設等を取り上げ、コスト上昇と価格引き上げの状況を詳細に分析しているが、ガイドポスト政策につながるような具体的な判断等は示されていない。

◆米国、大統領に対し賃金等凍結権限を付与

ニクソン大統領は8月17日、大統領に対し賃金等の統制権限を付与する付帯条項を盛り込んだ国防生産法(Defense Production Act)の期限延長法(期限1972年6月30日)に署名した。

本付帯条項は民主党議員の発案になるもので、これにより大統領は、賃金、物価、家賃を本年5月25日の水準に凍結しうる権限(期限71年2月28日)を付与されたが、ニクソン大統領は、同権限を行使する意図のないことを見明らかにしている。

◆カナダ、公定歩合を引下げ

カナダ銀行は8月31日、公定歩合を7.0%から6.5%に引き下げ、9月1日から実施する旨発表した。

同行のラズミンスキー総裁によれば、今次措置は、①経済成長率がかなり鈍化しており、失業率も高水準に達し、物価も落着きぎみとなっていること、②国際収支面では、貿易収支の好調に加え長短資本の流入もあり、再度にわたる公定歩合引下げおよび変動相場制移行(6月号および7月号「要録」参照)後も外貨準備が増勢を持続していること、③内外金利が低下傾向にあること、などの事情にかんがみて採られたものである。

歐　洲　諸　國

◇英國、短期・長期国債を発行

英國政府は8月6日、表面金利6.75%の短期国債および表面金利8.5%の長期国債の発行要項を発表した。本国債は、本年1月発行の国債(表面金利8.5%、発行額6億ポンド、詳細は2月号「要録」参照)が売れ行き順調で英蘭銀行の保有額が減少したため、これを補充する目的で発行されるものといわれている。それぞれの発行要項は次のとおり。

(1) 短期国債

発行額	3億ポンド
償還期限	1974年12月
表面金利	6.75%
発行価格	98.25ポンド
応募者利回り	7.281%(当局試算)

(2) 長期国債

発行額	6億ポンド
償還期限	最終1986年7月
表面金利	8.5%
発行価格	95ポンド
応募者利回り	9.278%(当局試算)

◇英國割賦販売金融会社、新基準金利を設定

英國割賦販売金融会社は企業に対する割賦販売金融の基準金利に従来公定歩合を用いていたが、今後これをインター・パンク・レート(3ヶ月もの)に改め、9月1日から実施することを決定した。

これは、割賦販売金融会社の資金調達原の一つである金融市場(secondary market)の金利が上昇し、最近では當時公定歩合を上回っており、このため従来の公定歩合基準の融資利回りでは資金コストをカバーすることがむずかしくなったことによるものである。ちなみに最近のインター・パンク・レート(3ヶ月もの)は7‰、公定歩合は7.0‰。

実際の手続きとしては、割賦販売金融会社協会が各月の最終営業日に基準金利を算定、翌月第1営業日から適用する扱いとなる。

◇西ドイツ、追加準備率を導入

ブンデス銀行は8月12日、海外短資の流入に伴う国内流動性の増加分を吸収するため、次のような追加準備率の導入(居住者、非居住者債務共通)を決定した。

(1) 9月1日以降、最低準備対象債務が本年4~6月の

平均残高を上回る分に対し、一覧払および定期性債務(両者の合計)については40%、貯蓄性預金については20%の追加準備率を課す。

本件追加準備率は、各金融機関の預金種類別の準備額(一般準備と追加準備の合計額)が、一覧払債務については債務の30%、定期性債務については同20%、貯蓄預金については同10%をこえない範囲において適用するものとする(注)。

(2) 非居住者債務に関する30%の追加準備率(本年3月に導入、4月号「要録」参照)は8月末をもって廃止する。

(注) 追加準備率の適用に関しては、8月27日、次のように一部修正が行なわれた。

(1) 各金融機関の追加準備額は、きたる9月および10月に限り、最低必要準備総額の25%(9月)および30%(10月)で頭打ちとする。

(2) 本年7月1日に据置期間が満了する貯蓄プレミアム法に基づく預金については、その60%相当額を追加準備計算の基礎となる4~6月の対象債務に加算することを認める。

本修正は、①収穫期の関係で預金が季節的に増加する農業金融機関および②貯蓄プレミアム法に基づく貯蓄預金の据置期間(据置期間中は最低準備率の対象外)の満期が7月1日に集中する貯蓄銀行(満期後はその6~8割が一般の貯蓄預金に振り替わるといわれている)等主として中小金融機関の負担軽減を図ったものである。

◇フランス、公定歩合を引下げ

フランス銀行は8月27日、公定歩合の引下げ(8.0→7.5%)を決定し、翌28日から実施した。これはフラン再建策の奏功を背景に、海外金利の低下、国内の一部にみられる需給関係の引きゆるみ傾向などを考慮のうえ決定されたものである。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)

基準割引歩合	7.5%(8.0%)
証券担保貸付	9.0%(9.5%)
輸出関係手形(中期)	
E E C諸国向け	7.5%(8.0%)
その他向け	4.0%(据置き)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(据置き)

◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランス銀行協会は、前項の公定歩合引下げに伴い、次のように市中銀行貸出金利の引下げを決定、8月28日から実施した(カッコ内は旧レート)。

短期貸出金利(基準レート)	7.9%(8.2%)
ただし輸出関係分	7.7%(8.2%)

中期貸出金利(5年物)

設備関係		
フランス銀行再割適格	同	9.5%(10.0%)
非適格		10.25%(10.75%)
輸出関係		
E E C諸国向け		8.0%(8.5%)
その他向け		8.5%(据置き)

◇フランス、為替管理を一部緩和

フランス政府は8月4日、同国の対外収支好転に伴い為替管理の一部を緩和した。

新措置の主要点は次のとおり。

(1) 海外渡航および海外送金関係

- イ. 外貨手帳(*le carnet de change*)の廃止
- ロ. 旅行者の持出し限度の引上げ
 - (イ) 銀行券 渡航1回につき200 フランを500 フランへ。
 - (ロ) 外貨 一般渡航につき年1回1,500 フラン相当額を、年2回各1,500 フラン相当額へ。
業務用渡航につき1日当り200～300 フラン相当額、総額2,000～3,000 フラン相当額を、1日当り400 フラン相当額、総額4,000 フラン相当額へ。

(2) 対外投資関係

- イ. 石油および鉱物資源開発関係在外会社の投資資金のうち、フランス国内からの送金許容額の引上げ(支出額の50%を66%へ)。
- ロ. 総額2.5百万フランまで事業用投資資金の送金自由化。

(3) フランス銀行券による非居住者名義フラン勘定への貸記の自由化

◇イタリア、コロンボ新内閣の成立

8月6日、ルモール前内閣総辞職後1か月ぶりに、コロンボ内閣が成立した(議会承認は8月12日)。新内閣は前内閣同様、中道左派4政党の連立内閣であり、閣僚の配分はキリスト教民主党16、社会党6、統一社会党4、共和党1となっている。

コロンボ首相(キリスト教民主党)は1955年農相として入閣、各種経済閣僚を歴任した後63年以降蔵相を勤め、同国きっての経済政策通といわれており、リラ不安問題をはじめ多くの難問に直面しているイタリア経済の運営にその手腕が期待されている。

主要閣僚は次のとおり。

首 相	エミリオ・コロンボ(キリスト教民主党)
副首相	フランチェスコ・デ・マルチーノ(社会党、留任)
外 相	アルド・モロ(キリスト教民主党、留任)
蔵 相	マリオ・フェラリ・アグラディ(キリスト教民主党)
内 相	フランコ・レスチーボ(キリスト教民主党、留任)
法 相	オロンツォ・レアフレ(共和党、留任)
国防相	マリオ・タナッジ(統一社会党、留任)

◇イタリア、コロンボ新内閣、経済政策を決定

1. コロンボ内閣は、8月27日の初閣議において次のような経済政策を決定した(「国別動向」参照)。

- (1) 間接税の増税等(これによる税収増は4,500億リラ)
 - ガソリン税 1リッター当り20リラに引上げ
 - 自動車登録税 年間3,000リラから5,000リラに引上げ
 - しゃし品等に対する売上高税 宝飾品、テレビ、ラジオ、カメラ、化粧品等につき8～30%引上げ
 - その他 不動産登記手数料の引上げ、高額所得者の納税促進等
- (2) 企業の健康保険負担率の引上げ(12.6→14.6%、これによる収入増は2,300億リラ)

なお、上記(1)、(2)による政府の歳入増(6,800億リラ)は、健康保険会計の赤字(約7,000億リラ)補てんに充当される。
- (3) 1968年以降実施中の民間投資減税および増資減税(43年9月号「要録」参照)の延長および中小企業向け金融の拡充(中小企業金融会社に対する出資増額)

2. イタリア当局によれば、本措置のねらいは、①消費抑制による需給バランスの回復、②健保財政の立て直し、③企業生産性の向上、の3点にあり、消費主導型経済から設備投資主導型経済への転換を図りたいとしている。

◇オランダ、物価凍結策を一部緩和

オランダ政府は7月27日、昨年4月に実施した物価凍結策(44年5月号「要録」参照)を一部緩和し、8月1日から実施することを決定した。概要次のとおり。

- (1) 新規設備投資の減価償却コスト相当分を価格に織り込むことを認める。
- (2) 従来は価格引上げについて経済大臣の事前許可を要したが、これを価格引上げ後1か月以内の報告に改め

る(ただし22品目については従来どおり)。

本修正は、物価凍結措置が企業収益を漸次圧迫していることにかんがみ採られたものであるが、政府は、従来の価格政策の基本的な変更ではなく、企業に対しても引き続き物価安定努力を要請するものであると強調している。

◆ノルウェー、金融引締めを強化

ノルウェーでは昨年来の金融引締め(44年8月号、11月号「要録」参照)にもかかわらず、国内景気が依然拡大を持続、銀行貸出はすでに年初の年間貸出計画を上回る増加を示していることにはかんがみ、次のような金融引締めの追加措置を決定した。

(1) 商業銀行に対する最低流動比率(注)を8月1日、9月10日にそれぞれ1%ずつ引き上げ15%とする(これによって、最低流動比率は、昨年9月の公定歩合引上げ後4回にわたって1%ずつ引き上げられたことになる)。

(注) 最低流動比率 = $\frac{\text{現金} + \text{中央銀行預け金} + \text{国債} + \text{政保債}}{\text{総負債}}$

(2) 個人金融会社(private financial companies)(注)の個人および地方公共団体向け貸出については、1970年12月末残高を3月末比108%以内にとどめる。同限度を超過した場合は、その超過額につき、71年1~3月間、公定歩合(70年12月末現在のもの)プラス3%の金利で計算した利子相当額を徴収する。

(注) 個人(賦払信用等)および地方公共団体向け貸付を主業とする金融業者。

◆トルコ、平価切下げおよび公定歩合引上げを実施

1. トルコ政府は8月9日、同国平価を40%(自国通貨建では66.66%)切り下げて1米ドル=15トルコ・リラとし、翌10日から実施する旨発表した。また、あわせて、従来4本建であった同国の複数為替相場制を、綿花、たばこ、ヘイゼルナッツ等特定商品の輸出代金に関してのみ、1ドル=12トルコ・リラとする二重為替相場制に改めた。

2. 本措置を補完するためトルコ中央銀行は、同日公定歩合を下記のとおり引き上げ、9月1日から実施する旨発表した(カッコ内は旧レート)。

農業、工業および輸出手形割引歩合 71.4% (53.4%)

その他手形割引歩合 9.0% (7.4%)

債券担保貸付歩合 11.0% (10.0%)

金担保貸付歩合 7.0% (6.0%)

なお、トルコの公定歩合変更は1961年以来約10年ぶりのことである。

3. トルコ経済は、ここ数年慢性的なインフレ状態(注)にあるうえ、主要輸出品である農産物の輸出伸び悩みもあって貿易収支の悪化が著しく(過去3年間平均の貿易収支赤字は156百万ドル)、このため、当局は1966年以降前記複数為替相場制を実施したほか、各種輸出優遇措置、高率の輸入預託金制度等を実施した。しかし、これらの効果がはかばかしくないところから、今次切下げに踏み切ったものとみられる。なお、同国は最近E E Cへの接近を図っており、今次平価切下げも、そのための一つの布石であったと伝えられている。

(注) トルコ政府の説明によれば、前回のトルコ・リラ切下げ(1958年)以来現在までに同国の御売物価は約80%上昇、この間主要貿易相手国のそれは25%の上昇にとどまっている。

アジア諸国

◆アジア開発銀行、フランスの加盟を発表

アジア開発銀行は、7月22日、フランスの正式加盟を発表した。

同国のお資本額は25百万ドル、うち2分の1は払込資本金(このうち半額は交換可能通貨、残りは自国通貨、5年均等分割払)、残余の2分の1は請求払資本金である。

なお、フランスの加盟によりアジア開銀の加盟国は35か国(うち域内国21、域外国14)に達し、また応募資本金は1,004百万ドル(授権資本金は1,100百万ドル)となった。

◆パキスタン債権国際会議の開催

パキスタン債権国際会議は、7月23、24の両日、パリにおいて世銀主催のもとに開催され、米国、英國、フランス、西ドイツ、カナダ、ベルギー、スウェーデン、イタリア、オランダ、ノルウェーおよび日本の11か国が参加した。

本会議では、本年6月に完了した第3次経済開発5か年計画が、農業中心に目標(年率6.5%)に近い経済成長を示したことを見評価するとともに、同国政情の安定化が順調に進んでいるとの見地から、本年7月に発足した第4次5か年計画の初年次にあたる本年度の援助額として、かんがい設備の拡充、食糧援助などを主体に、450百万ドル(前年470百万ドル)をとりあえず承認した(これが国は、従来どおり30百万ドル)。

なお、同国の債務繰延べ問題および東パキスタン水害対策追加援助に関し、きたる12月に再度会議が開催されることとなっているので、最終的な援助総額は前年を若干上回るものとみられている。

◇パキスタン、輸出・観光収入振興策を実施

パキスタン政府は、輸出の増強および観光収入の増大を目的として、外貨割当証書(Bonus Voucher)交付率の引上げおよび旅行者レートの切下げを実施した。

- (1) 輸出業者に対し、輸出額の一定割合の外貨割当証書(譲渡可能、現在1米ドル当り平価4.7619ルピーの160%前後の相場で売買されている)を交付する輸出報奨制度を、7月1日から次のように改正した。

イ. 生ジュート、米、皮革等從来対象外とされていた品目に、新たにFOB価格の10%に相当する外貨割当証書を交付する(注)。

(注) この結果、これら商品の輸出業者の1米ドル当り実質受取り額は約5.5ルピー(從来4.75ルピー)となる。

ロ. 従来から外貨割当証書の交付を受けていた品目について、交付率を5%引き上げる(30%、40%の2種類→35%、45%)。

- (2) 外国人短期旅行者(滞在6か月以内)に対しては、8月1日から、公定買相場に外貨割当証書相場の45%を

加えた新相場を適用することとした(注)。

(注) この結果、旅行者の1米ドル当り実質受取り額は、約8.2ルピー(從来4.75ルピー)となる。

◇インド、商業銀行の流動比率を引上げ

インド準備銀行は、農業関連部門銀行貸出の引き続く増勢と、最近における物価上昇傾向に対処するため、8月28日以降商業銀行に対し次の規制措置(注1)を講じた。

- (1) 商業銀行の流動比率(支払準備率3%を含む)を従来の30%から31%に引き上げる。
- (2) 指定銀行が準備銀行貸出を受ける際、高率適用の基準となる指定銀行純流動比率(注2)(流動資産から準備銀行・国立銀行借入金を控除したものの総預金に対する比率)を従来の32%から33%に引き上げる。

(注1) 流動比率、純流動比率とも本年3回目の引上げ(4月号「要録」参照)。

(注2) 指定銀行の純流動比率が上記基準を下回る場合には、当該1%につき公定歩合より0.5%高い金利が適用される。